

資料紹介 知覧飛行場の戦後処理に関する旧知覧町農地委員会文書

大山 勇 作

はじめに

終戦後、旧軍用地知覧飛行場は農地として開放され、戦前と同じような耕作地へと回帰した。そして近年は住宅や商店・企業などの建設が進んでいる。このことは当然の事実であるが、これを歴史的観点から俯瞰したとき、それは失われていく特攻基地の姿として捉えられているように思う。

しかし、『知覧町郷土誌』⁽¹⁾にあるように、終戦直後の昭和二十年代から、農地改革と並行して約百九十三町三七畝二十一歩（約百九十二ヘクタール）に及ぶ膨大な面積の旧軍用地の返還・払い下げ、農地への転用、そして二千三十三筆に及ぶ土地の開墾（開拓）作業が行われている。これは地域住民あげての戦争からの復興事業である。この経緯は、地域にとって重要な知覧飛行場の戦後史であると筆者は考える。

戦前から戦後を通して、知覧飛行場に関する資料はほとんど残されていないが、今回、南九州市役所知覧庁舎内の書庫から、現在の南九州市農業委員会の前身の一つである知覧町農地委員会の昭和二十年代を中心とした、知覧飛行場の戦後処理や農地改革に関する文書が残されていることが分かった。このような文書の存在は、非常に貴重であるため、平成二十九年からは歴史資料としてミュージアム知覧で保存することとなった。

本稿では、これら資料の中から旧軍用地である知覧飛行場の戦後処理に関する文書について紹介し、知覧飛行場の戦後史を明らかにするための足掛かりとしたい。

また、本稿で紹介するものの一部は、平成二十九年九月に、ミュージアム知覧で開催した企画展『戦争遺跡の語るもの』でも速報的に展示していることを付け加えておく。

一．資料の概要

確認された知覧飛行場の戦後処理に係る文書は、『飛行場配分関係』、『知覧地区旧二二七部隊跡売渡計画書』、『旧二二七部隊飛行場跡関係』、『二二七部隊・旧飛行場跡売渡代金徴収簿』という表題のついた四冊の簿冊と、「飛行場関係部落報告圖在中」という封筒に収められた飛行場跡地を測量したとおもわれる図面類、「二二七部隊実測圖」と書かれた中身の空の封筒である（図1）。

これら資料は先述したとおり昭和二十年代の文書で、それぞれの内容は断片的ではあるが、おもに知覧飛行場跡の返還と跡地利用など戦後処理に関する内容、地域住民等への土地配分や払い下げに関する内容である。

戦後処理にかかる諸手続きは、資料ごとに表記は異なるが、大きく三つの地区に分けて行われていたようである。飛行機の離発着などを行う飛行場用地である「飛行場跡」と、三角兵舎などが所在した「二二七部隊跡」、そして現在の知覧特攻平和会館観音堂付近にあった「気象隊跡」である。

なお本稿では、飛行場用地・二二七部隊跡・気象隊跡まで含めた全体を知覧飛行場（跡）や飛行場（跡）と呼称し、先述した三つの地区として使用されている狭義の飛行場用地については「知覧飛行

場(跡)」や「飛行場(跡)」など括弧書きを用いることとする。

二. 各資料について

(一) 『飛行場配分関係綴』

『飛行場配分関係綴』には、昭和二十一年度と二十二年度の文書が綴られている。簿冊の最初には、昭和二十一年七月付けの陳情書が綴られている(図2)。当時の知覧町長から鹿児島県に提出したものの下書きか控えとみられ、具体的な進展のみられない飛行場の跡地利用について、早期に地域住民のための農地として払い下げを行うように県当局へ協力を求める内容となっている(図3)。

飛行場の跡地利用については、復員軍人や引揚者等によって失業人口が増加したと食糧不足へ対応するため、終戦直後から農地への転用が計画されており、鹿児島県内の出水・串良などの飛行場跡は、終戦直後の早い段階でGHQから農地として使用許可が下りて^②、昭和二十一年に農地として開放された^③。知覧飛行場跡の場合は許可されたとみられるのが昭和二十二年三月^④で、実際に開墾作業が始まったのは、現在の平久保集落に入植した引揚者二十五名からなる知覧開拓農業協同組合に「飛行場跡」の売渡予約書が交付された昭和二十二年六月三十日以降である。これを踏まえると知覧飛行場の開放は他と比べて遅れていたようで、陳情書にあるように当時の食糧事情を考えると、早期の飛行場開放は地域の念願であり、戦後復興・食糧増産への強い思いが感じられると同時に、切迫していた当時の状況を読み取ることができる。

『飛行場配分関係綴』はちょうど飛行場使用の許可が下りる昭和二十二年三月から十二月までの文書が綴られている。内容については別表に示したとおり三十三件の文書があり、跡地利用に関する要

望・陳情、払い下げの対象となる土地と入植希望者の調査、土地の仮割り当て、土地配分委員会の設置による正式な土地配分案の作成というおおまかな流れがわかる。このように断片的ではあるが、戦後処理に関する過程を垣間見ることができるといえる。

また、「旧軍用地調」には県内各飛行場の総面積、開墾可能面積、正式返還年月日^⑤、所管換年月日^⑥が一覧表になっており、「知覧飛行場」・「知覧気象部(気象隊跡)」・「第227飛行場大隊(二二七部隊跡)」は昭和二十二年二月十四日に正式に返還され、「知覧飛行場」は同年十月二日に農林省に所管換えされたことが書かれている。

(二) 『知覧地区旧二二七部隊跡売渡計画書』

旧二二七部隊とは、資料の中にも「第227飛行場大隊」と出てくるように、部隊の後方支援を主に担当する部隊で、この売渡計画書の地番から三角兵舎周辺とみられる。

文書は、「知覧町知覧地区旧二二七部隊跡・旧飛行場跡各筆調査」、「知覧町西元地区旧二二七部隊跡各筆調査」の控えとなっている。したがって調査には「飛行場跡」も一部含まれるとみられ、各筆の地番と買受人、払下対価などがリストアップされている。

また、「市町村別土地賣渡代金一覽表」が綴られており、昭和二十三年八月一日に農地として売り渡す分、翌二十四年二月一日に売り渡すすべての分について、買受人の名簿と売渡代金が記載されている。

この資料は、後述する『二二七部隊・旧飛行場跡売渡代金徴収簿』の中で訂正されていることから、昭和二十四年度より古いものとおもわれる。



図1 知覧飛行場の戦後処理に関する旧知覧町農地委員会文書

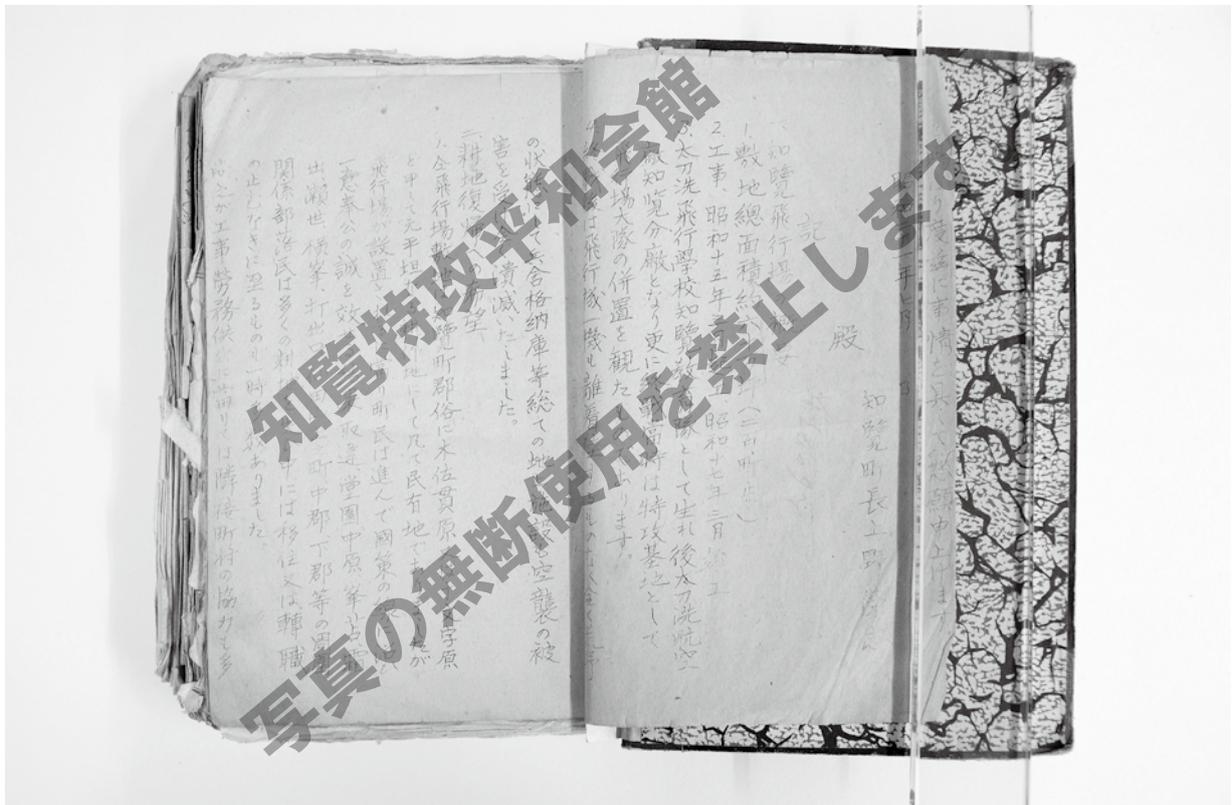


図2 『飛行場配分関係綴』の陳情書

陳情書

謹んで陳情申し上げます。
 終戦と同時に知覧飛行場廃止の趣き仄に承り
 昭和二十年十一月縣御當局に對し農地として地元民に
 拂下御斡旋方陳情致しました處縣御當局に於
 ても地元民の衷情を諒とせられ昭和二十一年五月二日付
 を以て農林大臣に對し全上飛行場の開放御斡旋方
 を聯合軍司令官に交渉下されたと承はりますが
 未だに之が具体的進捗に至らず寔に困却して居る
 次第で御座います。就ては左記事情御賢察の上
 知覧町へ一括して御拂下相成様貴臺の御盡力

(1)

を賜はり度茲に事情を具して懇願申し上げます。
 昭和二十一年七月 日

知覧町長上野榮志
 殿

記

- 一、知覧飛行場の概要
- 1、敷地總面積約六十万坪（二百町歩）
- 2、工事、昭和十五年三月起工、昭和十七年三月竣工
- 3、太刀洗飛行學校知覧教育隊として生れ後太刀洗航空
 廠知覧分廠となり更に終戦當時は特攻基地として
 飛行場大隊の併置を觀たものであります。
- 4、終戦後は飛行機一機も離着陸するものなく全く荒野

(2)

の状態にして兵舎格納庫等総ての地上施設も空襲の被
 害を受け全く潰滅いたしました。

二、耕地復帰への希望

- 1、全飛行場敷地は知覧町郡俗に木佐貫原又は十文字原
 と申して元平坦なる耕作地にして凡て民有地でありましたが
 飛行場が設置されるに當り町民は進んで國策の線に沿ひ
 一意奉公の誠を效せる結果取違、堂園、中原、峯苦、霜
 出、瀬世、横峯、打出口、仙田山、上之町、中郡、下郡等の周圍
 關係部落民は多くの耕地を失ひ中には移住又は轉職
 の止むなきに至るものも一時多数ありました。
 尚之が工事勞務供出に當りては隣接町村の協力も多

(3)

かつたのであるが地元知覧町民の負擔は又別格のものが
 あつたことは言を俟ぬ處であります。

- 2、いよいよ戦局急迫し敵本土空襲を開始すると知覧飛行
 場は攻撃目標となりて周辺部落民の中には死者十六名
 傷者八名全潰家屋二十一棟半潰十六棟全焼家屋四十六
 棟半焼七棟の被害を受けたのであります。
- 3、上述の如く町民は進んで勇士を一線に送るが如き心境
 を以て祖先傳來緣故の耕地を言はゞ出征せしめたもの
 であります。速急終戦となりました今日に及んでは勇士
 が各家庭に復員するが如き有様で全敷地を耕地と
 して地元民の手に復歸せしめたいものであります
 幸にして御拂下の許可を得ますならば全魂を傾注

(4)

図3-1 陳情書 (1)

2、終戦直後より現在までの町民増加数

終戦當時の人口 一九八七〇人
 現在の人口 二三五〇七人
 年度末見込人口 二五二〇〇人

1、知覧町耕地の現状

田 三町九反九畝（一戸當）十歩
 畑 一〇八七町一反一畝（一戸當）九反一畝余

南部 田 三町九反九畝（一戸當）十歩
 畑 一〇八七町一反一畝（一戸當）九反一畝余

となり南北を比較するに南部には畑地比較的廣く（田地皆無の状態）北部即ち同飛行場周辺に於ては畑地狭少を告げ最近帰郷する復員軍人軍属引揚等関係部落民の現況より觀て耕地頗しく不足の状態で全飛行場の耕地化を切望して止まぬ次第であります。従つて開拓農民の入植を俟たずむしろ健全自作農創設の見地より急速に地元農民へ一括拂下の御處置を懇望する次第であります。

(6)

1、知覧町耕地の総面積（三千余町歩）

田 四六六町〇八畝（一戸當）壹反貳畝拾五歩
 畑 二六〇二町二反七畝（一戸當）六反九畝

以上の如くであります之を南北両部に分けて集計しますと、

北部 田 四六二町八反一畝（一戸當）一反八畝余
 畑 一五一五町〇六畝（一戸當）五反九畝余

三、知覧町耕地の現状

して新日本建設の爲め増産に挺身せんとするものであります。

一部の風聞によりますと全飛行場に對し開拓農民等の入植計畫あるやにも承はりますが地元知覧町の實状は次の通りであります。

(5)

3、主要食糧需要関係

昭和二十年産米知覧町實收高
 水稻 三一七二石
 陸稻 六二石

昭和二十一年産麥實收高 三五七三石
 昭和二十一年穀年度知覧町米導入高 二七九〇石

以上情々御酌量の上知覧へ拂下方御盡力賜はる様茲に懇願申し上げます。

(7)

※下段のページ番号は筆者が便宜的に書き入れた。

図3-2 陳情書（2）

表 『飛行場配分関係綴』文書一覧

	作成日	文書名	作成者・提出者	備考
1	昭和21年7月	陳情書	知覧町長 上野榮志	陳情書本文は図3に記載。 地区の委員名簿。
2	-	分庁者調査委員	-	
3	昭和22年3月25日	元飛行場茶園設置陳情書	知覧町茶業振興同志會 代表者 上野榮志	昭和22年3月27日農地委員会受付。知覧町町長、農地委員長、農業会長宛で出され、茶畑として飛行場跡を開放しよう陳情。
4	昭和22年4月18日	元知覧飛行場土地佛下協力方依頼の件	知覧町森林組合	昭和22年4月18日農地委員会受付。県農地委員会へ飛行場を試験苗圃地として使用したいと申請したので、町にも協力を依頼したものの。
5	-	反別割當標準	-	飛行場の割当反別について1町を標準に、割当者の属性に合わせて基準を示す。
6	-	賣渡者ノ査定標準	-	①外地で農耕・林業に従事していたもの、 ②農作者の次男三男の耕作従事者、③旧耕作者、④零細農の順で、売渡者の査定を行う優先順位を示す。
7	昭和22年5月31日	飛行場佛下に関する世話人選出について	中郡町 門園 廣	中郡町・中郡南の世話人を選出したことを農地委員会会長に通知。
8	-	(西元地区周辺の地番と地積に関する一覧表)	-	旧二二七部隊跡に関する資料か。
9	-	入植志願者名簿	海外引揚者厚生聯盟知覧町支部扱	入植志願者として49名記載。郷土誌には51名と記載されている。この中の25名が平久保集落に入植することになる。
10	-	(軍に買収された土地に関する集落別の集計表)	-	上郡・中郡・下郡北・下郡南・打出口・瀬世上・瀬世中・瀬世下・瀬世町・峯苦集落について記載。
11	-	(軍に買収された山林所有者に関する名簿)	-	買収された山林面積と現在の山林所有面積について記載。
12	-	飛行場仏下ニ対スル増設希望の者	浮辺 静	江田支部長宛。追加を含めて増反希望者13名記載。
13	-	飛行場佛下地増反希望調査書	海外引揚者厚生聯盟知覧町支部	希望者とそれぞれの希望面積を記載。希望者92名と希望面積計593反の表と、希望者108名と希望面積計696反の2つの表がある。
14	-	(反別割當標準に基づく割当反別の一覧表)	-	集落ごとに各個人への基準反別・現所有反別・希望反別・割当反別が記載。

15	昭和22年6月30日	旧飛行場土地仮割当届	知覧町郡南 代表 田中源十	郡南は中郡南の誤りか。
16	-	集計表	知覧町農業會	集落別の飛行場割当反別表。
17	昭和22年7月14日	元知覧飛行場耕地佛下ダ御断リノ件御願ヒ	知覧町瀬世中 堂園 泰藏	昭和22年7月14日農地委員会受付。
18	昭和22年7月14日	元知覧飛行場耕地佛下ダ御断リノ件御願ヒ	知覧町瀬世中 堂園 繁	昭和22年7月15日農地委員会受付。
19	-	(6月23日農地委員会決定の集落別の土地割当表)	-	
20	-	(旧軍用地と仮配分された土地との関係に関する資料)	-	
21	-	元飛行場地区周辺部三反以下調査	-	
22	昭和22年7月7日	飛行場用地佛下申込者再調に関する件	調査委員 上之 榮藏	現在の土別府集落を再調査したことについて報告。
23	-	(人植希望者に関する調査資料)	-	
24	-	旧軍用地調	-	県内各地の旧軍用地の面積、開墾可能面積、返還年月日、管理換え年月日が記載。
25	-	旧軍用地配分要綱	-	
26	-	土地配分委員会規程	-	鹿児島県下の市町村に設置する土地配分委員会に関する規定。
27	昭和22年11月2日	土地配分委員会委員・職員任命に関する件	知覧町農地委員会会長	川辺地方事務所長宛に委員任命の依頼。
28	昭和22年11月17日	土地配分委員会委員の任命及同委員会開催の件	知覧町農地委員会 会長 山下吉左衛門	11月20日の第1回土地配分委員会の開催通知。
29	-	土地配分委員会議事要領 (一回)	-	第1回土地配分委員会の議事内容をまとめたもので、旧軍用地の概要と処理計画について審議された。
30	-	(配分可能な土地に関する資料)	-	土地を①上級地、②中級地、③下級地、④兵舎跡、⑤気象隊跡の5つに分類。
31	-	元知覧飛行場土地配分委員会名簿	-	山下吉左衛門農地委員会会長外、29名。
32	昭和22年12月3日	元知覧飛行場配分に付縣職員派遣方御依頼の件	知覧町土地配分委員会会長	土地の配分案を作成したので、第3回の土地配分委員会へ川辺地方事務所職員の出席を依頼するもの。
33	昭和22年12月6日	第三回土地配分委員会開催に関する件通知	知覧町土地配分委員会会長	12月10日の第3回土地配分委員会の開催通知。川辺地方事務所職員も出席。

※1 文書名、作成者・提出者は原文のまま記した。

※2 文書名のない資料は、括弧書きで筆者が文書の内容を記した。

※3 内容の重複する文書・資料は、先に綴られているものを記した。

(三) 『旧二二七部隊飛行場跡関係』

この簿冊名については『旧二二七部隊飛行場跡関係』と書かれているが、実際に綴られている内容は「知覧町知覧地区旧二二七部隊跡・旧飛行場跡賣渡計画書」で(二)で紹介した資料と同名の表題となっている。

資料に押印された印鑑は「知覧町農業委員会」となっていることから、知覧町農業委員会の発足した昭和二十六年七月以降の文書とみられる。知覧地区となっているが西元地区も含まれており、様式も前述した(二)で紹介した資料よりも様式に則って書かれている。

(四) 『二二七部隊・旧飛行場跡賣渡代金徴収簿』

昭和二十四年度以降の売渡に関する文書で、「二二七部隊」と「旧飛行場跡」の売渡代金徴収簿で、個人への納入通知書や売渡代金一覧表が綴られている。また、売渡計画に訂正があったようので訂正依頼もなされている。

(五) 図面類について

図面類は確認された時点では、「飛行場関係部落報告圖在中」という封筒に八つの束になって収められており、その横に「二二七部隊実測圖」と書かれた封筒があった。図面に描かれた道路の形状から推測して「飛行場跡」を測量して面積を記載した図面だと思われるが、場所に関する情報が少ないため、正確な場所については判別できなかった。

測量は班ごとに分かれて行われていたようので「松蘭班」や「湯地班」といった名前がみられる。

おわりに

今回紹介した資料は、多くの地域住民が関わって飛行場跡が払い下げられた過程を、断片的ではあるが見ることができている。本稿では資料にある統計や集計された面積や金額といった具体的な数値にはふれなかったが、今後は資料の検証を丁寧に進め、さらに当時を知る関係者の証言や関係資料の収集を行いたい。

また、旧軍用地の戦後復興については、近年、各分野から研究が進められている。知覧飛行場跡における事例も、地域史の立場と併せて、これら既存研究と比較検討しながら全体像を明らかにしていきたい。

冒頭、終戦から現在までの飛行場跡の変化を失われていく姿と書いた。特攻作戦という歴史的な出来事は、確かに現在に至るまで大きな影響を与えている。しかし、その根底には今回紹介したような地域住民の手によって成し遂げられた戦後復興があることを忘れてはならないように思う。戦後復興を成し遂げ、その歴史を理解しているからこそ、南九州市民は特攻隊員への慰霊と顕彰、平和への思いをこれまで発信し続けることができたのだと筆者は考える。またこの視点は、現在飛行場跡で進む開発と戦争遺構の保存との両立を考えるうえでも、示唆を与えるものとも考える。

注

- 1 知覧町郷土誌編さん委員会編(二〇〇二)『知覧町郷土誌』
- 2 昭和二十年十月十七日付け鹿児島日報(現南日本新聞)「飛行場を畑に―縣下では出水他五場―」

- 3 鹿児島県(一九五四)『鹿児島県農地改革史』八四九頁

- 4 昭和二十二年七月一日付け南日本新聞「開墾地作業あと二ヵ月 芋増産の基
地なる知覧飛行場」
- 5 GHQによって接收され、大蔵省財務局所管の国有遊休地となった旧軍用地
がGHQから日本へ返還された年月日。
- 6 大蔵省財務局から農林省開拓局への所管換え年月日。
- 7 例えば、地理学の分野では松山薫（二〇〇一）『第二次世界大戦後の日本にお
ける旧軍用地の転用に関する地理学的研究』、都市計画の分野では、今村洋一
（二〇一七）『旧軍用地と戦後復興』、経済学の分野から杉野啓明（二〇一七）
『旧軍用地転用史論』など。なお、既存研究については、今村（二〇一七）に
詳しくまとめられている。

（おおやま・ゆうさく 南九州市役所 主任主事）

<要旨>

昭和20年代の旧知覧町農地委員会の文書が平成29年よりミュージアム知覧において歴史資料として保存されることになった。そのうち知覧飛行場の戦後処理に関係するものとして、『飛行場配分関係綴』、『旧二二七部隊飛行場跡関係』、『知覧地区旧二二七部隊跡売渡計画書』、『二二七部隊・旧飛行場跡売渡代金徴収簿』という表題のついた4冊の簿冊と、飛行場跡地を測量したとおもわれる図面類が残されていた。それぞれの内容は断片的なものではあるが、おもに知覧飛行場の返還と跡地利用に関すること、地域住民等への土地配分や払い下げに関することなどが記録されている。

このうち『飛行場配分関係綴』には、当時の知覧町長から鹿児島県に提出したとみられる陳情書が残されている。具体的な進展のみられない飛行場の跡地利用について、早期に地域住民のための農地として払い下げを行うように県当局へ協力を求める内容となっており、当時の知覧町の置かれていた状況や地域住民の戦後復興・食糧増産への強い思いが読み取ることができる。

今回紹介した文書には、断片的ではあるが具体的な飛行場跡の戦後処理についての経過が記録されている。それと同時に地域住民が戦後を復興していく様子も垣間見ることができ、地域の戦後史を語るうえでの貴重な歴史資料であると考えられる。

<Summary>

Introducing Primary Source Documents: “Former Chiran Town Agricultural Committee documents regarding the post-war repurposing of former military sites”

The former Chiran Town Agricultural Committee documents from the Showa 20's(1940's) have been considered historical primary source documents at Museum Chiran since the year Heisei 29 (2017).

Among those documents are four booklets titled as follows: Concerning the Distribution of Airfields; Concerning the Former 227th Unit Airfield Site; Sale Plans of the Former 227th Unit Site in the Chiran District; and Sales Invoice of the 227th Unit Former Airfield Site. These documents all relate to post-war reconstruction, and also include what are thought to be surveys of the Chiran Airfield. Though the contents of the documents are fragmentary, they are concerned with the return of the Chiran Airfield to its former usage, land allocation, and payment to local residents.

In the booklet, Concerning the Distribution of Airfields, there is what is thought to be a petition submitted to Kagoshima Prefecture, which seems to have been submitted because very little progress had been made concerning what to do with the Chiran Airfield, by the incumbent mayor of Chiran.

In his petition, the mayor requested expedient cooperation from Kagoshima Prefecture so that the site could be sold off to the local residents and returned back to usable farming land.

These documents provide an insight into the situation the Chiran town was in at the time, and the strong desire of the local residents towards post-war reconstruction and food production.

The documents presented here are fragmentary, but nevertheless provide specific and detailed post-war records of the time, including the process by which the Chiran Airfield was restored to its original use. They also provide a glimpse of how the local residents began the process of rebuilding towards a new future.

These documents can therefore be considered valuable historical documents detailing the post-war history of the region.